

立川市環境基本条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 9 月 1 日

提出者 立川市長 酒 井 大 史

理由

立川市第 3 次環境基本計画の策定による。

立川市環境基本条例の一部を改正する条例

立川市環境基本条例（平成10年立川市条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
（目的） 第1条 この条例は、環境基本法（平成5年法律第91号。以下「法」という。）第7条の規定に基づき、環境の保全、回復及び創造（以下「環境の保全等」という。）について基本となる理念を定め、市、事業者、<u>市民及び滞在者</u>の責務を明らかにするとともに、環境の保全等に関する施策の基本的な事項を定めることにより、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保することを目的とする。 （定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 及び(2) ……略…… (3) <u>滞在者 通勤、通学等により一時的に市内を訪れる者をいう。</u> （基本理念） 第3条 ……略…… 2 環境の保全等は、人と自然とが共生し、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築することを目的として、<u>全ての者の積極的な取組と相互の協力によって行わなければならない。</u> 3 地球環境の保全等は、<u>全ての事業活動及び日常生活において行わなければならない。</u>	（目的） 第1条 この条例は、環境基本法（平成5年法律第91号。以下「法」という。）第7条の規定に基づき、環境の保全、回復及び創造（以下「環境の保全等」という。）について基本となる理念を定め、市、事業者<u>及び市民</u>の責務を明らかにするとともに、環境の保全等に関する施策の基本的な事項を定めることにより、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保することを目的とする。 （定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 及び(2) ……略…… （基本理念） 第3条 ……略…… 2 環境の保全等は、人と自然とが共生し、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築することを目的として、<u>すべての者の積極的な取組と相互の協力によって行わなければならない。</u> 3 地球環境の保全等は、<u>すべての事業活動及び日常生活において行わなければならない。</u>

(市の責務)

第4条 市は、環境の保全等を図るため、次の各号に掲げる事項について基本的かつ総合的な施策を策定し、実施する責務を有する。

(1)～(7) ……略……

(8) 気候変動への適応に関すること。

(9) ……略……

2 市は、環境の保全等を図る上で事業者、市民及び滞在者が果たす役割の重要性にかんがみ、環境の保全等に関する施策に、これらの者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、環境への負荷の低減に努めるとともに、その雇用する者に対し、環境の保全等に関する知識及び技能を向上させるために必要な環境の保全等への意欲の増進又は環境教育を行うよう努めるものとし、その事業活動に伴って発生する公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 ……略……

3 事業者は、その事業活動に関し、環境の保全等に自ら努めるとともに、市及び地域社会と協働して環境の保全等に努めなければならない。

4 事業者は、前3項に定めるもののほか、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力する責務を有する。この場合において、市長が定める規模の事業活動を行う者は、その事業活動に係る環境の保全等に

(市の責務)

第4条 市は、環境の保全等を図るため、次の各号に掲げる事項について基本的かつ総合的な施策を策定し、実施する責務を有する。

(1)～(7) ……略……

(8) ……略……

2 市は、環境の保全等を図る上で市民及び事業者が果たす役割の重要性にかんがみ、環境の保全等に関する施策に、これらの者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、環境への負荷の低減に努めるとともに、その事業活動に伴って発生する公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 ……略……

3 事業者は、前2項に定めるもののほか、その事業活動に関し、環境の保全等に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力する責務を有する。この場合において、市長が定める規模の事業活動を行う者は、その事業活動に係る環境の保全等に関する適正な配慮の措置を市長の求めに応じて報告するように努めなければならない。

関する適正な配慮の措置を市長の求めに応じて報告するように努めなければならない。

(市民の責務)

第6条 ……略……

2 市民は、前項に定めるもののほか、環境の保全等に自ら努めるとともに、市及び地域社会と協働して環境の保全等に努めなければならない。

(滞在者の責務)

第6条の2 滞在者は、環境への負荷の低減並びに公害の防止及び自然環境の適正な保全等に努めなければならない。

2 滞在者は、前項に定めるもののほか、環境の保全等に自ら努めるとともに、市及び地域社会と協働して環境の保全等に努めなければならない。

(環境基本計画)

第7条 ……略……

2 環境基本計画は、環境の保全等について、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 及び(2) ……略……

(3) 環境行動指針

(4) ……略……

3～5 ……略……

(環境審議会)

第18条 ……略……

2 ……略……

3 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

4 委員は、次の各号に掲げる者につき、市長が任命する。

(市民の責務)

第6条 ……略……

2 市民は、前項に定めるもののほか、環境の保全等に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力するように努めなければならない。

(環境基本計画)

第7条 ……略……

2 環境基本計画は、環境の保全等について、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 及び(2) ……略……

(3) 環境配慮指針

(4) ……略……

3～5 ……略……

(環境審議会)

第18条 ……略……

2 ……略……

3 審議会は、委員28人以内をもって組織する。

4 委員は、次の各号に掲げる者につき、市長が任命する。

(1) 市民及び滞在者 <u>5人以内</u> (2) 学識経験を有する者 <u>4人以内</u> (3) 事業者 <u>4人以内</u> (4) 関係行政機関の職員 <u>2人以内</u> 5～11 ……略…… 附 則 1 ……略…… 2 この条例による改正前の立川市環境保全条例第25条に規定する立川市環境審議会は、平成10年7月31日まで存続するものとする。	(1) 市民 <u>12人以内</u> (2) 学識経験を有する者 <u>5人以内</u> (3) 事業者 <u>5人以内</u> (4) 関係行政機関の職員 <u>5人以内</u> (5) 削除 (6) <u>市長の部内の職員 1人</u> 5～11 ……略…… 附 則 1 ……略…… 2 この条例による改正前の立川市環境保全条例（以下「旧条例」という。）第25条に規定する立川市環境審議会は、平成10年7月31日まで存続するものとする。 3 <u>旧条例第20条から第24条までの規定は、この条例の施行後も、当分の間、なおその効力を有する。</u>
--	--

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、この条例による改正後の立川市環境基本条例（以下「新条例」という。）第18条の規定は、令和8年1月1日から施行する。
- 2 新条例第18条に規定する環境審議会の委員の任命に係る事務その他の事務の実施に必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

